

那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱

令和6年6月21日

告示第131号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自立・分散型エネルギー設備を導入する者に対し、予算の範囲内で那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、那珂市補助金等交付規則（平成13年那珂町規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備等)

第2条 補助金の交付対象となる自立・分散型エネルギー設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表第1に掲げる設備とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、又は住所を有する見込みの者
- (2) 自ら居住し、若しくは居住しようとする市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む。）に補助対象設備を設置する者又は自ら居住するため、補助対象設備が設置された市内の新築住宅を購入する者
- (3) 市税等を滞納していない者
- (4) 本人又は同一世帯に属する者が、茨城県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネルギーの取組を行っている者
- (5) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の設備に対し、本人又は同一世帯に属する者が、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の使用を開始する前に那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る費用の見積書の写し又は契約書の写し
- (2) 補助対象設備の形状、規格等が分かる資料
- (3) 補助対象設備を設置する住宅の位置図
- (4) 補助対象設備設置工事着手前の現況写真（補助対象設備が設置された新築住宅を購入する場合を除く。）
- (5) 補助対象設備の配置図
- (6) 市区町村が発行する滞納がないことを証する書類（市外に住所を有する者又は申請日の前年の1月1日に市外に住所を有していた者に限る。）

(7) 「いばらきエコチャレンジ」に登録してあることを確認できる資料

(8) その他市長が必要と認めるもの

(交付等の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

(変更の申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 交付決定者は、補助事業を中止しようとするときは那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付申請取下届出書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、工事を完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定通知書（様式第2号）に記載された実績報告期限のいずれか早い日までに那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象設備の設置に係る領収書・内訳書の写し

(2) 補助対象設備の保証書の写し

(3) 補助対象設備の設置状況・品名及び型番が確認できる写真

(4) 住民票の写し

(5) 那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付請求書（様式第6号）

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第12条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者（以下「設置者」という。）は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第13条 設置者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、市長の承認を得て財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(協力)

第14条 設置者は、市長から設置効果等に関する資料の提供を求められたときは、協力しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象設備等

設備の種類	設備の要件等
蓄電システム	・申請年度において、国が実施する蓄電システムの補助事業における補助対象設備として登録されている設備であること。 ・電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであり、かつ、申請時において未設置であること。ただし、補助対象設備が設置された新築住宅を購入する場合を除く。 ・申請年度の4月1日から交付決定通知書に記載された実績報告期限までに設置及び実績報告が完了できるものであること。 ・住宅等に設置された太陽光発電設備（発電出力10kW未満のものに限る。）と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること。 ・蓄電池部から供給される電力が、当該住宅等にて使用されるものであること。

別表第2（第4条関係）

補助対象経費及び補助金の額

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費及び工事費（据付・配線工事等）	1 設備当たり補助対象経費の2分の1（上限5万円）

様式第 1 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

那珂市長 様

（申請者）住 所
氏 名
連絡先

那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付申請書

那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第
5 条に基づき、標記補助金を受けたいので、下記のとおり関係書類
を添えて

申請します。

なお、この補助金の交付に関し、申請者の納税情報等について担当職
員が調査することに同意します。

記

- 1 設 置 場 所 那珂市
- 2 設 置 区 分 (いずれかに〇印) (1)既存住宅に設置する
(2)新築住宅に設置する
(3)補助対象設備が設置された住宅を購入する
- 3 補助対象設備のメーカー名等
メーカー名
製品名・型番
- 4 補助金交付申請額 金 円
- 5 工事着工予定日 年 月 日
- 6 工事完了予定日 年 月 日
- 7 添 付 書 類
(1)補助対象設備の設置に係る費用の見積書の写し又は契約書の写し
(2)補助対象設備の形状、規格等が分かる資料
(3)補助対象設備を設置する住宅の位置図
(4)補助対象設備設置工事着手前の現況写真（補助対象設備が設置された
新築住宅を購入する場合を除く。）
(5)補助対象設備の配置図
(6)市区町村が発行する滞納がないことを証する書類(市外に住所を有す
る者又は申請日の前年の 1 月 1 日に市外に住所を有していた者に限る。)
(7)「いばらきエコチャレンジ」に登録してあることを確認できる資料
(8)その他()

様式第2号（第6条関係）

那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金
交付（不交付）決定通知書

第 年 月 日 号

様

那珂市長

印

年 月 日付けで申請のあった那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので、那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 決定区分 交付（不交付）

交付決定額 円

実績報告期限 年 月 日

2 交付の条件

(1)補助事業に要する経費その他補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(2)補助事業を中止し又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(3)補助事業が完了予定日までに完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4)その他特に指示のない場合には、那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱に従うこと。

様式第3号（第7条関係）

那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金
変更承認申請書

年 月 日

那珂市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金の補助事業の内容を変更したいので、那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業内容の変更

変更内容	変更前	変更後

2 変更の理由

様式第4号（第8条関係）

那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金
交付申請取下届出書

年 月 日

那珂市長 様

届出者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金については、下記の理由により取下げたいので、那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

1 交付決定額 円

2 取下げの理由

様式第5号（第9条関係）

那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金実績報告書

年 月 日

那珂市長 様

報告者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた補助対象設備の設置が完了したので、那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

なお、市長が、私の住民登録を確認することについて同意します。

記

補助金交付決定額	円
工事完了日	年 月 日

添付書類

- 1 補助対象設備の設置に係る領収書・内訳書の写し
- 2 補助対象設備の保証書の写し
- 3 補助対象設備の設置状況、品名及び型番が確認できる写真
- 4 住民票の写し
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付請求書

年 月 日

那珂市長 様

請求者 住所
氏名
電話番号

印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金について、那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第7号（第10条関係）

那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金
交付決定取消通知書

第 年 月 日 号

様

那珂市長

印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取り消したので、那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取り消した補助金の額 円
- 2 取消し後の補助金額 円
- 3 取消しの内容とその理由